

(別表 4-2) 補助金交付対象申請書(様式第 1 号)に添付する書類 【補助条件システム】

提出書類	補助条件システム	住宅用 太陽光 発電 システム (既設)		
		新設	既設	
1	カラー写真 (※1) 撮影ボードと一緒に撮影した下記①～④の写真を、台紙(様式第 15-2 号)に貼付し、提出			
	① システムの設置部分または設置予定部分	○	○	○
	② システムの稼働状況を確認することができる写真	○	—	○
	③ 定格出力を確認できる、パワーコンディショナの銘板部分	○	—	—
	④ HEMS の銘板部分	—	—	○
2	電力会社との系統連系が分かる書類 (例：電力会社からの系統連系に係る契約のご案内の写し、再生可能エネルギー発電・事業計画についての国の認定通知書の写し、固定価格買取制度再生可能エネルギー電子申請による認定申請登録完了済のマイページの写し) ※太陽光発電システムの「設置場所・補助金交付対象申請者」が、発電設備の「場所・契約者」と同じであること。 なお、補助金交付対象申請者と系統連系・電力受給の契約者が同一でなくても、系統連系・電力受給の契約者が太陽光発電システムの設置住所に居住している場合は対象とする。この場合は、系統連系・電力受給の契約者の住民票を添付すること。 (住民票上別世帯でも可)	○	—	—
3	「ECHONET Lite」規格の認証登録が確認できる書類 (例：メーカー名・型番・構成機器の品番が記載された製品カタログの写し及び認証登録番号等が記載された ECHONET HP の該当箇所の画面コピー)	—	○	○
4	電力使用量を計測・蓄積し、電力使用量の「見える化」が実現できることを確認できる書類 (例：メーカー名・型番・構成機器の品番、計測・蓄積、見える化が可能なことを記載した製品カタログの該当ページの写し) ※(別表 4-1) の 8、上記 3 と重複する場合は、省略可	—	○	○
5	その他、市民協議会が特に必要と認める書類	○	○	○

※1 提出する写真は、申請日時点で撮影日から 1 ヶ月以内のものとする。